

入会金及び年会費改正の一部減額について

2020年12月26日開催の定時総会において「特定非営利活動法人日本文化体験交流塾の入会金及び年会費の改正」を決議した。

決議の骨子は以下の通りである。

1. 改正金額			
費目	区分	現行	改正後
入会金		5,000円	7,000円
年会費	正会員（個人）	10,000円	13,000円
年会費	正会員（団体）	30,000円	50,000円
年会費	賛助会員（個人・団体）	3,000円	5,000円
2 施行日			
令和4年1月1日			

しかしながら、新型コロナウイルスの影響で、会員が就業できる機会が減少し、所得の減少が余儀なくされている。このため、昨年決議した改正中、正会員（個人）の年会費を、令和4年限りの特例として減額したい。

費目	区分	改正後	令和4年 特例
入会金		7,000円	7,000円
年会費	正会員（個人）	13,000円	11,500円
年会費	正会員（団体）	50,000円	50,000円
年会費	賛助会員（個人・団体）	5,000円	5,000円

以上